

令和3年度 構造改革特別区域推進本部 評価・調査委員会
医療・福祉・労働部会（第71回）

1. 日 時 令和3年10月28日（木）9：59～11：42

2. 場 所 永田町合同庁舎 7階特別会議室
（東京都千代田区永田町1丁目11番39号）

3. 出席者

（委員）

藤村部会長、岩崎委員、渡邊委員

（関係府省庁）

厚生労働省医政局総務課 北原保健医療技術調整官

厚生労働省医政局医療経営支援課医療法人支援室 景山医療法人指導官

厚生労働省子ども家庭局保育課 林課長

厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課障害児・発達障害者支援室 河村室長

内閣府子ども・子育て本部参事官（認定こども園担当）付 岡部参事官補佐

（事務局）

内閣府地方創生推進事務局 三浦審議官、長参事官、野村参事官補佐

4. 主な議論経過

「病院等開設会社による病院等開設事業（特例措置番号910）」

○特例措置番号910「病院等開設会社による病院等開設事業」について、過去の議論を踏まえて事務局及び関係府省庁より説明がなされた後、委員の質疑応答が行われた。

<事務局説明>

資料2 ①、④ に基づき説明を行った。

<関係府省庁説明>

資料2 ②、③ に基づき説明を行った。

（厚生労働省 医政局 Web入室）

- ・（委員） 株式会社の病院がなぜ減ってきているのかという理由は把握しておられるでしょうか。
- ・（関係府省庁） 病院施設調査の結果を先ほどお示しさせていただいたのですけれども、その原因まではこちらでは把握しておりません。
- ・（委員） 株式会社の形態をとっているいわゆる企業病院でございますけれども、昨今、M&Aというのでしょうか。企業の病院からいわゆる医療法人への変更のために手放すというような事案が、M&Aの世界あるいは民間の世界で頻繁に起こっております、そういう

ことも一因なのかなと私は想像しているのでございますが、M&Aのお話となると頻繁に聞く案件ではございます。

- ・（委員） 今回調査対象の調査①の医療法施行以降の株式会社立病院と調査②の医療法施行前のものは全く違うものであり、調査②のものは一般の医療法人とほぼ性格が同じもので、単に経営母体が企業との理解でよろしいでしょうか。
- ・（関係府省庁） 今、24ページ目の調査②のところについて、株式会社立病院に対する調査ということで御質問をいただいたのだと思うのですがけれども、医療法施行前に開設されたものもこちらの調査の中では含んでおります。

今回の我々が今事業として対象としておりますバイオマスター社につきましては、特区の法令の中で高度な医療を提供すること、そして、自由診療であることということでございますので、他の病院については福利厚生観点等で設立されたものもあるやに伺ってはおりますが、少なくともこのバイオマスター社に関しては、自由診療で高度な医療を提供するという観点で治療が行われていると認識しております。

- ・（委員） 調査①での都道府県への周知状況は、認知を問うことだとも思うのですが、このバイオマスター社のタイプをイメージさせて聞くということでもよろしいでしょうか。
- ・（関係府省庁） 具体の質問事項については、26ページ目に都道府県用の調査票がございまして。そちらの26ページ目の下のほうを御覧いただきますと、病院等開設会社による病院等開設事業についてということで、株式会社による医業経営について特区制度が設けられていることを御存じですかというような形で特区の話といったことについてお伺いをしているという状況でございます。
- ・（委員） 分かりました。回答者の混乱を避けるべきとの指摘です。
- ・（委員） この特区病院というのは、今、日本全国の中でここ1つしかないのですよね。
- ・（関係府省庁） 資料3ページ目でございますように、特区を活用したということでいいますと、これまでに認定されたところは神奈川県のみとなっております。
- ・（委員） だから、そういう意味では、株式会社立病院は幾つかあると思うのですがけれども、23年以前のものとは23年以降のものとは、23年以降では特区のものが入ってくる。ただし、特区のものは1個なので、そうすると、株式会社立病院が減ったというのは、このバイオマスターズ以外の23年以前につくられた病院が減っている。いわゆる企業病院が減っていると理解しております、その一因として、企業のほうが抱えきれなくなっ

てM&Aでお出ししているという実態を説明させていただいたわけでございます。

- ・（委員） では、今回お示しいただいた調査内容で調査いただくようお願いしたいと思います。

特例措置番号910については以上としたいと思います。

（厚生労働省 医政局 Web退室）

「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（特例措置番号920）」

○特例措置番号920「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業」について、過去の議論を踏まえて事務局及び関係府省庁より説明がなされた後、委員の質疑応答が行われた。

<事務局説明>

資料3 ①、④ に基づき説明を行った。

<関係府省庁説明>

資料3 ②、③ に基づき説明を行った。

(厚生労働省 保育課 Web入室)

- ・（委員） 1点目は、前回の評価委員会の意見と今回の厚生労働省の担当者の方の御説明を受けて、3歳未満児に全国展開を検討する積極的な理由を理解できなかったところがありました。3歳未満児に外部搬入を全国展開することの積極的な理由を教えてくださいということです。

2点目は、既に3歳以上児に関しては要件を満たせば外部搬入が全国展開されているということですが、この要件を満たすときのガイドラインの要件あるいは遵守状況やチェック機能の責任主体はどこかということですので、この2点を教えてください。

- ・（関係府省庁） 1点目はなかなか答えづらい質問でございますが、特区制度の仕組みとして、一定期間ごとに、前回評価の際にも、21年度までに改めて評価を行うとされていることを踏まえて、またしかるべく調査等を行い、審議をいただいてどうするか御判断をいただくといい仕組みになっているということではないかという認識をしております。

事務局から補足があれば問題お願いします。

2点目でございますけれども、御指摘の3歳以上児については全国的な制度になってございます。この場合は、基本的には都道府県等がこういった条件を満たしているかどうかということについて適時監査も行っておりますので、そういった中で確認をしているということでございます。

- ・（委員） そうしますと、1点目に関しては検討の仕組みがあり、社会的変化を考慮し定期的に再評価の機会を持っているとの理解でよろしいでしょうか。
- ・（事務局） 基本的には、現在規制がかかっている部分につきまして、特区で問題が発生していないようでしたら規制をなくす、全国展開ということで、これまで進めさせていただいているところがございます。問題がなければ規制の必要性がないということになりますので、そのような考えに基づき進めさせていただいているところです。

今までの論点といたしましては、例えばアレルギーの対応や食育の対応がきちんとでき

ないということで、厚生労働省からいろいろ御指摘をいただいている中で、事務局の調査でもそういうものできていない保育所が一定あるところ、できている部分もあるというところでございます。ですので、こうしたできていない部分について、取組がきちんと広がっていき、懸念されるような材料がなくなった段階では全国展開ということも考えられるのかなと事務局としては考えているところでございます。

以上でございます。

- ・（事務局） もともとの特例の趣旨は、公立保育所における運営の合理化を進めるということであり、一つ一つの保育所がそれぞれで作るよりも、どこかで集中的に作ったほうが運営合理化ができるというアイデアが一つあったと思われるのと、具体事例に即して言えば、事務局が最初に説明した資料の2ページ目の下のほう、ここでは北海道の例でございますけれども、こういった特例を使うことによって記載があるような市町村の特色ある食事の提供と、それと組み合わせた保育ができているということでございます。そのほか、この特例は割と利用が多く、実際にこの特例を使って各地域でどういう保育、また、保育の中での食事の提供が行われているかというのが、全体通しページの60ページ以降にあり、そういったことを実現するというのがこの特例の趣旨です。

したがって、「規制を最小限に」という大原則も背景に、こういったメリットを全国で実現していく観点から、特例の全国展開をどう進めるか、というのが議論の出発点であります。

ただ、規制にはもちろん規制がつくられたときの理由があって、不注意に緩和してしまうと、当然その弊害が発生するということがあって、そういうことがあってはならないので、弊害が発生しているのかどうか、弊害が発生しているのであれば、それを発生しないように工夫をした上で全国展開をしなくてはいけないので、そういった工夫として何ができるのかというのを全国展開の前に検討して決めなければいけなくて、今はそのプロセスにあると御理解いただければなということでございます。

- ・（委員） では、今回お示しいただきました調査内容で調査をいただいて、その結果を見てまた議論するということにしたいと思います。

特例措置番号920については以上といたします。

（厚生労働省 保育課 Web退室）

「児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業（特例措置番号939）」

○特例措置番号939「児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業」について、過去の議論を踏まえて事務局及び関係府省庁より説明がなされた後、委員の質疑応答が行われた。

「公立幼保連携型認定こども園の給食の外部搬入方式の容認事業（特例措置番号2001）」

○特例措置番号2001「公立幼保連携型認定こども園の給食の外部搬入方式の容認事業」について、過去の議論を踏まえて事務局及び関係府省庁より説明がなされた後、委員の質疑応答が行われた。

<事務局説明>

資料4, 5 ①、④ に基づき説明を行った。

<関係府省庁説明>

資料4, 5 ②、③ に基づき説明を行った。

(厚生労働省 障害福祉課 Web入室)

(内閣府 子ども・子育て本部 入室)

- ・(委員) 特段御意見はないようですので、今回お示しいただいた調査内容で調査いただくということをお願いしたいと思います。

特例措置番号939及び2001については以上といたします。どうもありがとうございました。

(厚生労働省 障害福祉課 Web退室)

(内閣府 子ども・子育て本部 退室)

- ・(委員) では、これもちまして、本日の医療・福祉・労働部会を終わりたいと思います。

どうもありがとうございました。